

# 点数分析表 (参考)

2024年(令和6年)12月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

## ◇金属歯冠修復

			製作技術料	材料料	70%		
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	287点	1,664点	201点		
		前歯 3/4 冠	372	2,080	260		
	金	大白歯	インレー(単純)	192	362	134	
			インレー(複雑)	287	669	201	
			* 4/5 冠	312	842	218	
	銀	全部金属冠	全部金属冠	459	1,060	321	
			バ	前歯 3/4 冠	372	605	260
				4/5 冠	312	605	218
	ラ	小白歯	全部金属冠	459	759	321	
			ジ	前歯	370	605	259
小白歯				310	605	217	
M010-3	ウ	大白歯	310	842	217		
		ム	大白歯	195	362	137	
M010-4	前歯・小白歯		根面被覆(根面板によるもの)	195	246	137	
		合	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 945	822
レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170			# 945	819		
M011	小白歯		レジン前装金属冠	1,100	# 945	770	
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	192	25	134	
			インレー(複雑)	287	44	201	
			* 4/5 冠	312	57	218	
	前小乳	前小乳	全部金属冠	459	69	321	
			インレー(単純)	192	16	134	
			インレー(複雑)	287	32	201	
	合	小乳	* 前歯 3/4 冠	372	40	260	
			* 4/5 冠	312	40	218	
			全部金属冠	459	51	321	
	M010-3	前歯	接合冠	310	40	217	
大白歯			310	57	217		
M010-4	前歯・小白歯	根面被覆(根面板によるもの)	195	25	137		
		前歯	195	16	137		
M011	金	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 112	822	
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 112	819	
		M011-2	小白歯	レジン前装金属冠	1,100	# 112	770
M010-2	チタン冠	全部金属冠	1,200	66	840		
M011-2	前歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260		

※乳歯を除く。 \*ブリッジの支台に用いる場合。  
#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。

## ◇非金属歯冠修復他

			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー(単純)		128点	29点	90点
	レジンインレー(複雑)		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	183	538
M015-2	CAD/CAM冠(エンドクラウン以外)	小白歯	1,200	*1 181	840
		小白歯	1,200	*2 163	840
		大白歯	1,200	*3 316	840
		大白歯	1,200	*5 615	840
	CAD/CAM冠(エンドクラウン)	前歯	1,200	*4 388	840
		大白歯	1,450	*3 316	1,015
M015-3	CAD/CAM インレー	小白歯	750	*1 181	525
		小白歯	750	*2 163	525
		大白歯	750	*3 316	525

\* 1 CAD/CAM 冠用材料 (I) \* 2 CAD/CAM 冠用材料 (II)  
\* 3 CAD/CAM 冠用材料 (III) \* 4 CAD/CAM 冠用材料 (IV)  
\* 5 CAD/CAM 冠用材料 (V)  
注 CAD/CAM 冠用材料 (III) を小白歯に対して使用した場合は、小白歯の CAD/CAM 冠用材料により算定する。

## ◇ポンティック他

			製作技術料	材料料	70%	
M017	鑄造ポンティック	大白歯	434点	1,220点	304点	
		小白歯	434	919	304	
		大白歯	434	55	304	
		小白歯	434	55	304	
	レジン前装金属ポンティック	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 733	826
			銀合金	1,180	# 70	826
		小白歯	金銀パラジウム合金	634	# 919	444
			銀合金	634	# 70	444
		大白歯	金銀パラジウム合金	494	# 1,220	346
			銀合金	494	# 70	346
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ		2,800	1,629	1,960	

#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。  
注 7番延長ポンティックの場合は小白歯ポンティックとして算定する。

## ◇有床義歯(レジン床)

			製作技術料	材料料	70%
M018	仕上	1歯 ~ 4歯	624点	2点	437点
		5歯 ~ 8歯	767	3	537
		9歯 ~ 11歯	1,042	5	729
		12歯 ~ 14歯	1,502	7	1,051
	げ	総	義歯	2,420	10

## ◇クラスプ, バー他

			製作技術料	材料料	70%		
M020	鑄造	双大・大	14 K 金合金	260点	1,890点	182点	
			金銀パラジウム合金	260	975	182	
		子大・小	コバルトクロム合金	260	5	182	
			14 K 金合金	260	1,537	182	
	鉤	犬小・小	金銀パラジウム合金	260	763	182	
			コバルトクロム合金	260	5	182	
		二腕鉤(レスト付)	大白歯	14 K 金合金	240	1,537	168
				金銀パラジウム合金	240	669	168
			犬歯	コバルトクロム合金	240	5	168
				14 K 金合金	240	1,181	168
前歯(切歯)	犬歯	金銀パラジウム合金	240	582	168		
		コバルトクロム合金	240	5	168		
	前歯	14 K 金合金	240	909	168		
		金銀パラジウム合金	240	540	168		
線鉤	双子鉤	14 K 金合金	227	893	159		
		不銹・特殊鋼	227	6	159		
	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	159	690	111		
		不銹・特殊鋼	159	6	111		
レスト無	不銹・特殊鋼	134	6	94			
	コンピネーション鉤	* 1	前歯	246	270	172	
犬歯・小白歯			246	291	172		
大白歯			246	335	172		
* 2		前歯	246	30	172		
		犬歯・小白歯	246	30	172		
		大白歯	246	30	172		
磁性アタッチメント	キーパー付根面板を用いる場合		550	*	385		
	※材料料とキーパー料の合計により算定する						
	・金銀パラジウム合金		大白歯 669点 前歯・小白歯 490点				
	・銀合金		大白歯 44点 前歯・小白歯 32点				
M022	問接支台装置		111	-	78		
M023	バ	鑄造	金銀パラジウム合金	458	1,563	321	
			コバルトクロム合金	458	18	321	
		1	屈曲	不銹・特殊鋼	268	30	188
		保持装置	62	-	43		

## ◇熱可塑性樹脂有床義歯

			製作技術料	材料料	70%
M019	仕上	1歯 ~ 4歯	624点	37点	437点
		5歯 ~ 8歯	767	37	537
		9歯 ~ 11歯	1,042	37	729
	げ	12歯 ~ 14歯	1,502	37	1,051
総		義歯	2,500	37	1,750

## ◇乳歯冠・小児保険装置

			製作技術料	材料料	70%
M016	乳歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 その他の場合	390	1	273
M016-2	小児保険装置		600	-	420
M016-3	既製金属冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

## ◇その他

			製作技術料	材料料	70%
M026	補綴隙		65点	-	46点

## ◇修理

			製作技術料	材料料	70%
M029	有床義歯修理		260点	-	182点

## ◇有床義歯内面適合法

			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合		1,200点	*	840点
	※シリコン系166点, アクリル系99点				

## ◇人工歯科

	材 料	前歯部		白歯部	
		両側	片側	両側	片側
M014	レジン歯	24点	12点	24点	12点
M017	スルフォン樹脂	62	31	87	43
M018	レジン歯	58	29	73	37
M019	陶歯	187	94	101	51

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

- 注1. %は製作技術料についてのものので小数第1位で四捨五入した。
- 注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。
- 注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。